新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

Ę.	女 正	後		란	女 正	前	
別表第1(病院)				別表第1 (病院)			
市区町村名	病院の名称	所在地		市区町村名	病院の名称	所在地	
(略)				(略)			
十日町市	県立十日町病院	十日町市高田町 三丁目南32番地		十日町市	県立十日町病院	十日町市高山32- 9	
	(略)	<u>9</u> (略)			(略)	(略)	
(略)				(略)			

附則

この規程は、公布の日から施行する。